

子ども・子育て支援調査特別委員会 運営方針（案）

令和7年5月20日

1 特別委員会の設置目的

子ども・子育て支援に関する区の実施について審議

2 基本的運営方針

- (1) 子どもを取り巻くあらゆる環境を踏まえ、子育て支援計画、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策計画、（仮称）若者計画の策定及び見直しに関する調査・研究を行う。
- (2) 保育及び学童保育の質と量の確保、児童虐待や子どもの貧困、児童相談所の開設と運営など、人口増加や社会情勢の変化に伴い生じる課題の解決に着目した調査・研究を行う。
- (3) 特別委員会は、調査研究の過程で、執行機関の行政運営に対し、随時意見要望、政策提案等を行うとともに、国などへ意見書の提出を提案する。

3 運営手続

- (1) 特別委員会の具体的運営（視察及び研究会を含む。）については、理事会で協議していく。
- (2) 委員会における執行機関に対する資料要求については、申し合わせ事項（平成7年9月20日議会運営委員会決定）のとおりとし、執行機関は、要求のあった資料の収集、提供について、積極的に協力する。

【参考】申し合わせ事項「委員会における資料要求について」

委員からの資料要求は、委員会においてその提出の可否を決定する。ただし、理事会においてその取扱いについての協議が整った場合はこの限りでない。

- (3) 特別委員会の定例的な報告事項の取扱いについては、申し合わせ事項（平成11年6月29日議会運営委員会決定）のとおりとする。

【参考】申し合わせ事項「特別委員会の理事者報告について」

特別委員会の定例的な報告事項については、常任委員会で重複して報告することを要しない。ただし、報告事項によっては、個々具体的な内容で常任委員会への報告が考えられるケースもあり得るので、その場合は、議長のもと関係委員長及び理事者が協議し、対処するものとする。

4 その他

- (1) 委員会の略称は、「子ども」とする。
- (2) 執行機関に出席を求める主な説明員は、教育長、子ども家庭部長、児童相談所長、教育推進部長、子育て支援課長、子ども施策推進担当課長、幼児保育課長、子ども施設担当課長、子ども家庭支援センター所長、児童相談所副所長、児童相談援助担当課長、教育総務課長、学務課長、児童青少年課長、教育センター所長とし、その他の関係部課長には、必要に応じて出席を求めるものとする。

なお、児童相談所長及び児童相談援助担当課長は、所管からの報告事項がある場合のみ出席し、それ以外は自席に待機する。